

報告第19号

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成20年11月25日提出

川崎市長 阿部孝夫

1 市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番号	発生局名	専決処分年月日	損害賠償の額	事件の概要
1	環境局	20. 8. 11	円 248,454	平成20年7月8日、中原区市ノ坪581番地1団地構内で、本市職員が、集積所のシャッターを開けようと本市普通コンテナ車を停車させていたところ、ブレーキ操作が不十分であったため、当該車両が動きだして被害者所有の当該シャッターに接触し、破損させたもの
2	環境局	20. 8. 12	円 346,500	平成20年5月1日、宮前区平1丁目9番8号マンション構内で、本市中型ごみ収集車が、作業を終え、道路に出ようと左折した際、被害者所有の花壇の外壁及び照明器具に接触し、破損させたもの
3	環境局	20. 8. 22	円 23,971,968	平成19年5月17日、川崎区夜光1丁目2番1号先路上で、本市中型粗大ごみ収集車が、右折した際、前方から走行してきた被害者運転の原動機付自転車に接触し、破損させ、及び被害者を負傷させたもの
4	環境局	20. 9. 12	円 201,527	平成20年5月2日、多摩区柘形4丁目11番先路上で、本市小型ごみ収集車が、信号待ちのため一時停止していた被害者所有の小型ライトバンに追突し、破損させたもの

5	環境局	20. 9. 29	円 403,200	平成20年2月15日、高津区下作延1355番地先路上で、本市中型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、被害者所有の集積所のドアに接触し、破損させたもの
6	環境局	20.10.11	円 125,317	平成20年8月5日、高津区梶ヶ谷2丁目3番地先交差点で、本市中型ごみ収集車が、右折しようとした際、前方で一時停止した被害者所有の普通乗用車に追突し、破損させたもの
7	環境局	20.10.13	円 310,981	平成20年8月9日、多摩区登戸新町193番地先路上で、本市中型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、被害者所有のごみ箱に接触し、破損させたもの
8	環境局	20.10.17	円 59,820	平成20年9月5日、川崎区小田2丁目18番7号先路上で、本市中型ごみ収集車が、前方から走行してきた車両を通過させようと後退した際、駐車していた被害者所有の小型乗用車に接触し、破損させたもの
9	中原区役所	20. 8. 14	円 47,117	平成20年6月17日、中原区市ノ坪548番地90先丁字路で、本市原動機付自転車が、右折しようとした際、右側から走行してきた被害者運転の普通乗用車に接触し、破損させたもの
10	宮前区役所	20. 9. 22	円 162,099	平成20年8月7日、宮前区土橋7丁目22番地1駐車場で、本市軽乗用車が、方向転換しようとして後退した際、駐車していた被害者所有の普通乗用車に接触し、破損させたもの
11	消防局	20. 9. 8	円 207,417	平成20年8月17日、宮前区犬蔵3丁目1番41号先路上で、本市消防車が走行中、当該消防車を避けようと一時停止していた被害者運転の小型乗用車に接触し、破損させたもの
12	環境局	20. 9. 29	円 58,013	平成20年5月20日、被害者宅駐車場で、隣接する道路からはみ出していた街路樹の枯れ枝が落下し、駐車していた被害者所有の軽乗用車を破損させたもの
13	建設局	20. 8. 19	円 82,124	平成20年3月12日、宮前区平3丁目7番先路上で、被害者運転の小型乗用車が走行中、側溝の蓋 <small>ふた</small> に左前輪を乗せたところ、当該蓋 <small>ふた</small> が外れ、当該小型乗用車が破損したもの
14	建設局	20.10.27	円 71,933	平成20年7月16日、宮前区野川1098番地1先路上で、道路照明のガラスカバーが落下し、走行中の被害者運転の自動二輪車を破損させ、及び被害者を負傷させたもの

15	港湾局	20.10.28	円 63,541	平成20年7月14日、川崎区浮島町507番1 港湾局管理地で、本市職員が草刈り作業中、 草刈機によって跳ねた石が、隣接する輸出用 中古自動車置場に置かれていた被害者所有の 小型乗用車に接触し、破損させたもの
----	-----	----------	-------------	---

2 市長の専決事項の指定について第5項による専決処分

川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例

専決処分年月日 平成20年10月23日

公布年月日 平成20年10月27日

川崎市条例第41号

川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例

川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例（昭和46年川崎市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条の表高津区の項区域の欄中「下作延2丁目」の次に「、下作延3丁目、下作延4丁目」を加える。

附 則

この条例は、平成20年11月17日から施行する。